

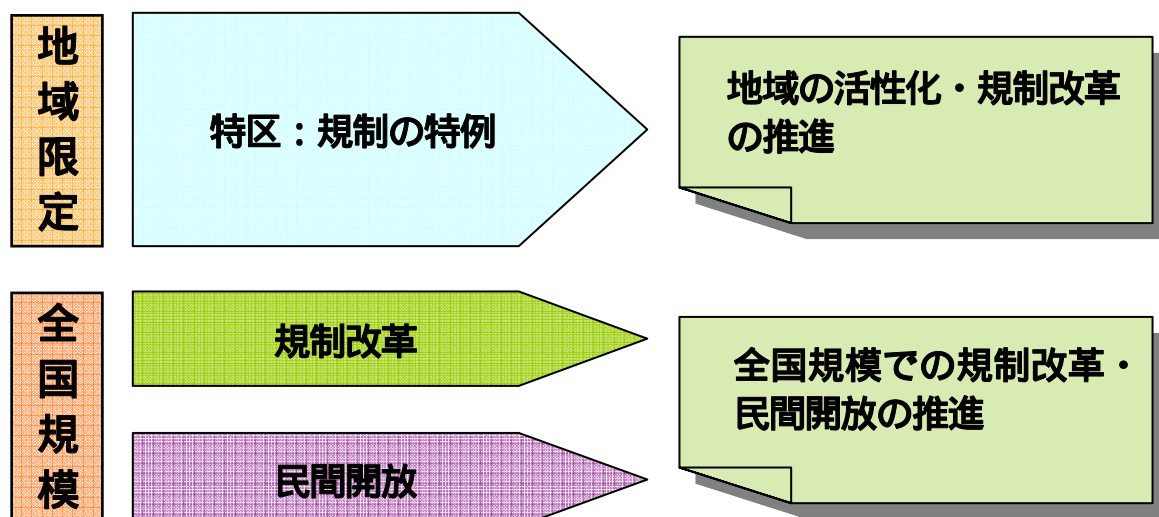
「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」
(平成18年10月2日～31日)について

内閣官房構造改革特区推進室
内閣府規制改革・民間開放推進室

1. 特区、規制改革・民間開放とは

(1) 特区、規制改革・民間開放の全体イメージ

政府は、地域の活性化や全国規模の経済活性化のツールとして、民間事業者や地方公共団体等からの発案を基に、地域を限定して措置を講ずる構造改革特区(以下特区)と全国規模で措置を講ずる規制改革・民間開放の制度を用意しております。



特区に関する提案であっても、全国規模で実現する場合があります。

(2) 特区について

特 区：国・地域の経済活性化のため、民間事業者や地方公共団体等の自発的な発案を通じて、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入し、特定の地域(特区)に限って当該規制の特例措置を適用できるようにする制度です。

特区制度の詳細につきましては、[こちら](#)をご参照下さい。また、内容についてご不明な点等ございましたら、下記連絡先までお気軽にお問い合わせ下さい。

特区の例

北九州市地域通貨特区

(福岡県北九州市)



まちづくり関連

地域通貨の発行主体の事前登録要件を緩和することで地域のコミュニティ活動の活発化や地域経済の活性化を促進し、地域通貨を活用したまちづくりによる解決に取り組む

美祢社会復帰促進センターPFI特区

(山口県、美祢市)

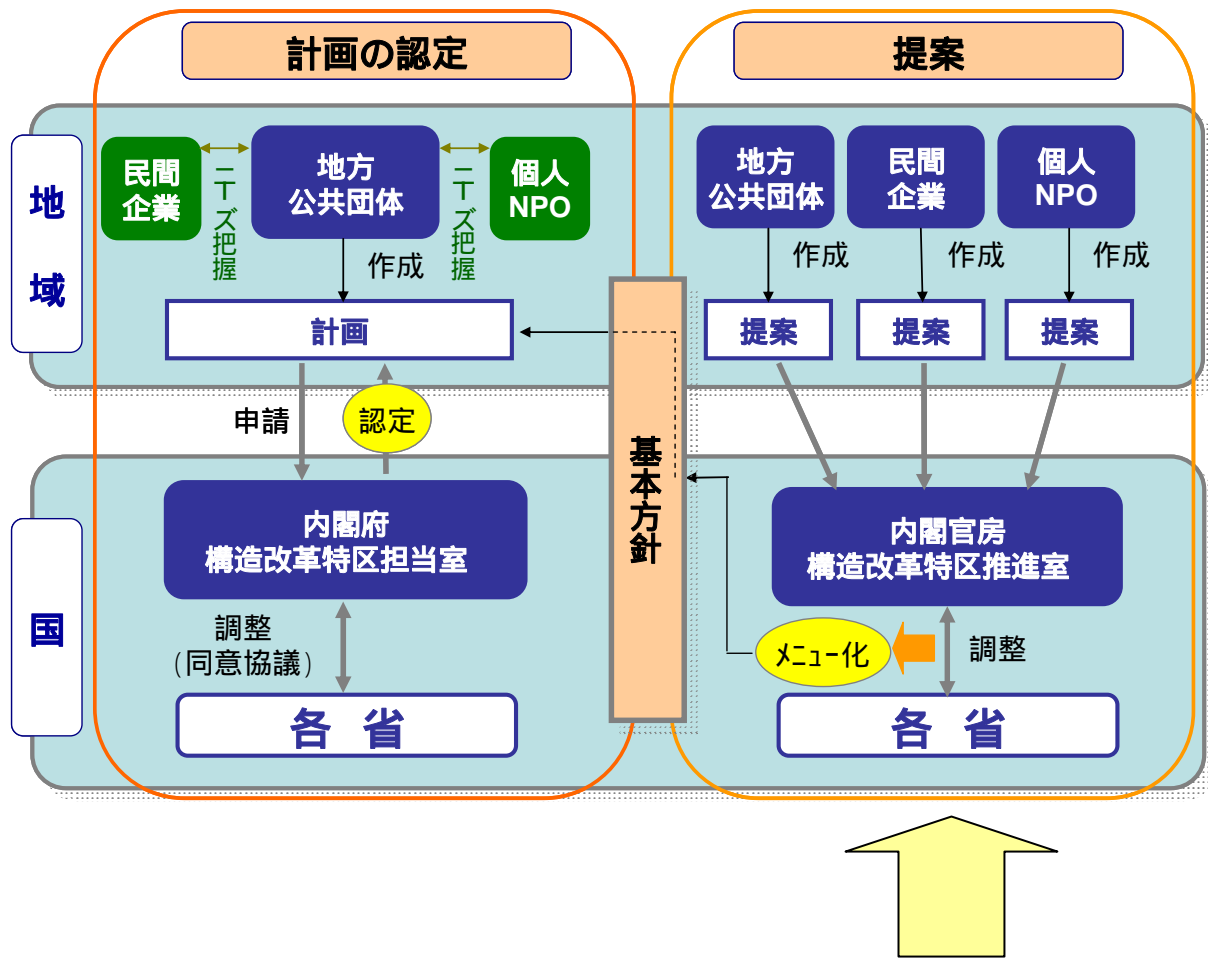


まちづくり関連

誘致した刑務所事務の民間委託等により地域雇用を創出し、人口定住や地域活性化を図るとともに、行刑施設内の診療施設を地域住民に開放することで地域医療の充実を図る。

他の例もご覧になりたい方は[こちら](#)へ。

特区の提案募集・計画認定の仕組み



今回の集中受付月間は、上図の「提案」の部分(図の右側)に該当します。

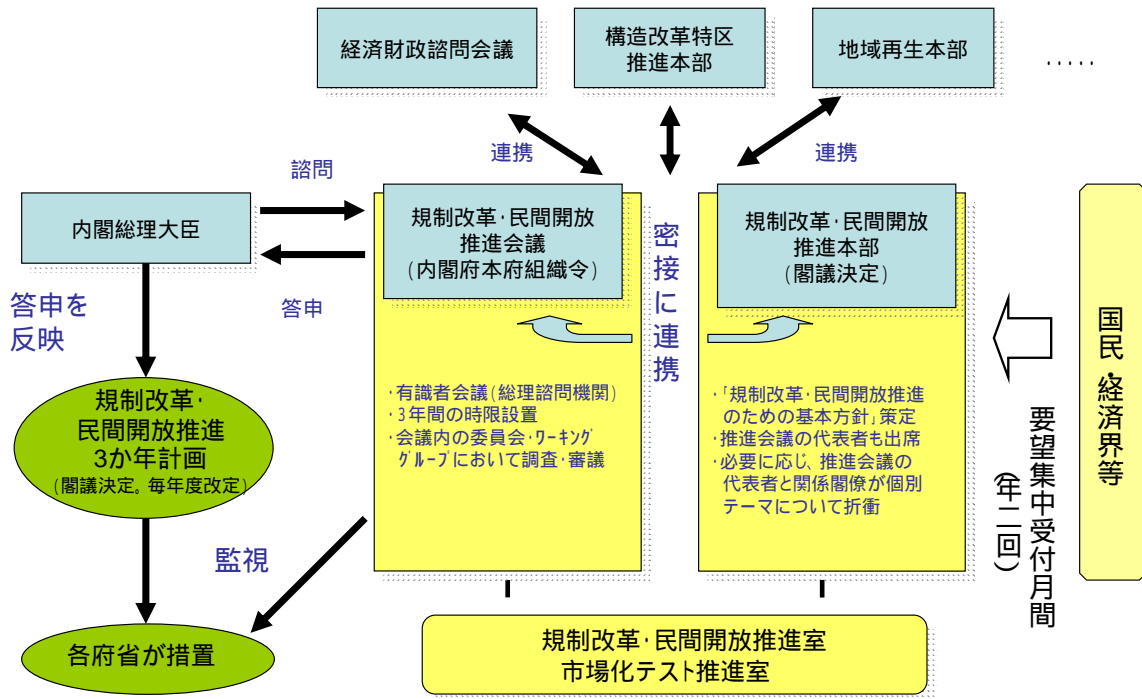
(3) 規制改革・民間開放について

生活者・消費者本位の社会経済システムを構築していくとともに経済を活性化するため、全国規模で実現を望む規制改革要望及び運営主体の制限が行なわれているなど公的関与の強い市場等の民間開放の推進についての要望を広く受け付ける制度です。

なお、昨年度、民間開放に関する要望の一環として、ご提案いただいております「市場化テスト」に関する要望につきましては、「公共サービス改革法」に基づき、内閣府公共サービス改革推進室において既に7月11日より8月10日まで意見募集の受付を行なったところであり、今回の対象からは外させていただきます。

規制改革、民間開放の詳細については[こちら](#)をご参照下さい。また、内容についてご不明な点等ございましたら、下記連絡先までお気軽にお問い合わせ下さい。

規制改革・民間開放の推進体制



今回の集中受付月間は、上図の「要望集中受付月間」の部分に該当します。

全国規模の規制改革事例

災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

一般廃棄物のみを処理することを目的とする施設において、災害廃棄物である産業廃棄物を処理する場合の財産処分手続きの簡素化をはかる。これにより災害時の復旧作業の一環としての災害廃棄物処理の円滑・迅速化が可能となる。

エレベーター昇降路への配管設備の設置及び構造規制の緩和

光ファイバー等をエレベーターの昇降路内に設ける場合に必要となる基準を策定。これにより光ファイバーの敷設が容易かつ低価格で可能となる等、既存建物における情報化を加速度的に実現することが期待される。

住居系用途地域における自動車車庫等に係る制限の緩和

大規模な共同住宅で、附属自動車車庫の床面積の上限を超えるような場合について、建築基準法上の許可を弾力的に運用。

集中受付月間の概要

(1) 提案・要望主体

地方公共団体、民間企業、各種団体、個人等を問わず、**どなたでも提案・要望できます。**

(2) 募集期間

平成18年10月2日から31日まで

(ただし、電子メールによる提出の場合には、30日の正午必着となりますのでご了承ください。)

(3) 提案の募集要領等

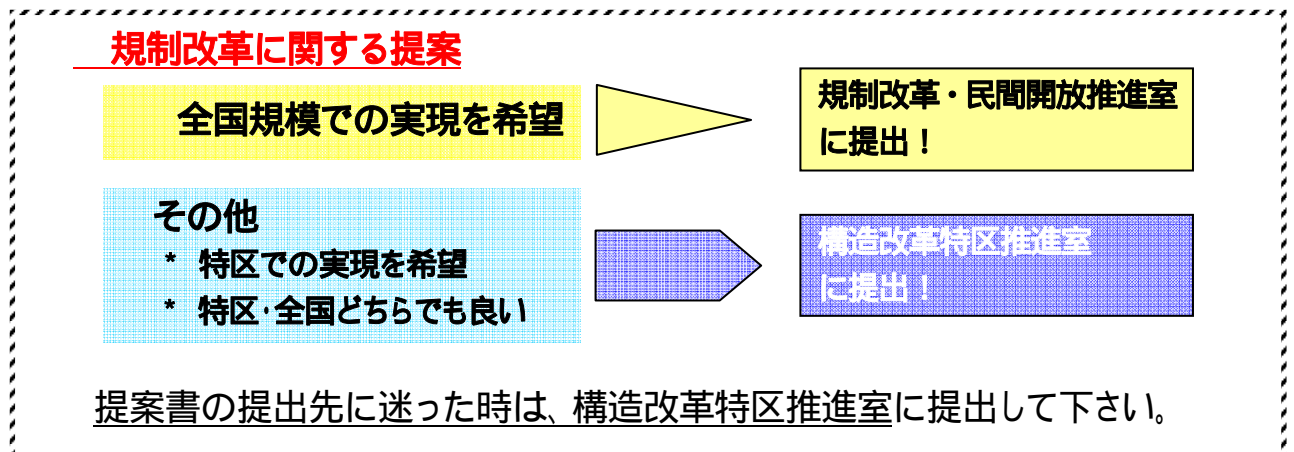
提案の募集要領等については、以下に示す別紙をご覧ください。

構造改革特区に関する提案

募集要領 [別紙1](#) : [様式1](#)

全国規模の規制改革・民間開放要望

募集要領 [別紙2](#) : [様式2](#)



(4) 提案受付後のスケジュール

本年11月～来年1月：提案内容について、内閣官房が各府省庁と調整
(各府省庁との調整の際、提案者の意見を述べる機会を設けております。)

来年2月目途：政府の対応方針を決定

3. 連絡先

提案書の作成方法や提案内容等についてご不明な点がございましたら、下記担当宛てに、お気軽にご連絡下さい。

構造改革特区推進室

(新田 ^{にった} 03 - 5521 - 6746)

(佐藤 03 - 5521 - 6613)

規制改革・民間開放推進室

(安藤 03 - 5501 - 2819)

(金城 03 - 5501 - 2825)